

# 母子家庭のお母さんへ

## 母子家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母が、専門的な資格を取得するため2年以上の修業が必要な場合、育児との両立を促し、生活費の負担を軽減するため給付金を支給します。

### ●対象者

- 次の全ての要件を満たすことが必要です。
  - 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準であること
  - 2年以上の養成期間において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人であること
  - 就業、または育児と修業の両立が困難であると認められる人であること

### ●対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師

### ●支給額

訓練促進給付金	
(1) 市民税非課税世帯	月額 141,000 円
(2) (1)以外の人	月額 70,500 円
入学支援修了一時金	
(1) 市民税非課税世帯	50,000 円
(2) (1)以外の人	25,000 円

### ●支給期間

- ①訓練促進費の支給対象になる期間は、修業する期間の2分の1に相当する期間とし、18月上限とします。  
※平成21年6月5日に改正があり、平成24年3月31日までに修業開始した人については、修業期間に相当する全期間支給します(申請日の属する月から支給)。
- ②訓練促進費の支給は、月単位で支給します。
- ③入学支援修了一時金は、修了日を経過した日以後に支給します。

・原則として、当該講座の教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと

### ●指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

### ●支給額

指定対象講座の受講のために本人が支払った入学金、受講料の合計額の20%に相当する額  
(上限は10万円で、本人支払い額が4,000円を超えない場合は支給しません)  
※当該教育訓練を受講開始前に申請し、講座の指定を受けなければ、支給を受けることはできません。

## 母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が、就業に結びつく可能性が高い講座を受講する際に支給する給付金です。

### ●対象者

- 次の全ての要件を満たすことが必要です。
  - 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準であること
  - 指定対象講座の受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
  - 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められること

# これから出産する人へ

経済的な理由で出産のときに入院することが困難な場合、児童福祉法に基づき低額の費用で入院および助産を受けることができます。

### ●対象者

- 生活保護を受けている人
  - 生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の人
- ※利用施設や自己負担額などの詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159

# 経済的理由で修学が困難な学生へ

向学心に富み、有能な素質を有する学生および生徒で、経済的理由により修学が困難な人に、奨学金の貸付を行なっています。

### ●条件

- 奨学生の保護者が合志市民であること
- 大学・高等専門学校、高等学校および専門学校に在学中であること
- 経済的理由で、学費の支払いが困難であること
- 日本学生支援機構、その他(地方公共団体・公益法人・学校法人)の奨学金の貸付を受けていないこと

### ●貸付期間

奨学生が在学する学校を卒業するまで

### ●貸付金額

区分	【大学の学生および専門学校生】 高等専門学校の第4学年以上の学年に在学する学生を含む		【高等学校の生徒】 高等専門学校の第3学年以下の学年に在学する学生を含む	
	国公立	私立	国公立	私立
金額	月額 23,000円	月額 30,000円	月額 20,000円	月額 23,000円

### ●申請手続

次の書類を4月28日(木)までに学校教育課に提出してください。  
①奨学金申請書 ②奨学生推薦書 ③保証書(連帯保証人2人) ④家族調書 ⑤家族全員の住民票(世帯主・続柄の記載のあるもの) ⑥家族全員の所得証明書 ⑦在学証明書  
※申請希望者は、個別に制度のことや書類の書き方について説明しますので、学校教育課にお越しください。

問い合わせ先 学校教育課(西合志庁舎) ☎242-1112

# 子育て支援課が

# 3階に移転

# します

現在、西合志庁舎1階にある子育て支援課と家庭児童・女性相談室が、4月4日(月)から同庁舎3階に移転します。業務内容や直通電話番号に変更はありません。  
また、この移転に伴い、子育て支援課があった場所は、高齢者支援課の介護保険認定調査員事務室になります。

## ●子育て支援課の業務内容

子ども手当、児童扶養手当、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、家庭児童・女性相談、ひとり親世帯支援、児童虐待防止・DV防止対策、次世代育成支援行動計画、認可保育所、放課後児童対策(学童保育)、児童館、病時・病後児保育、ファミリーサポートセンター、子育て支援センターなど

※母子健康手帳(母子手帳)、乳幼児健診、予防接種に関する業務は、今までどおり西合志庁舎1階の健康づくり推進課で行ないます。

問い合わせ先および直通電話番号

- 子育て支援課と家庭児童・女性相談室について
  - 子育て支援課 ☎(242)1159
  - 家庭児童・女性相談室 ☎(242)1240
- 介護保険認定調査員事務室について
  - 高齢者支援課 ☎(242)1109
  - 介護保険認定調査員事務室 ☎(242)1154

